

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年8月31日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和2年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
醍醐 清	伸清会	令和2年6月30日
谷田 裕之	谷田裕之後援会	令和2年6月19日
中村 正義	狭山のかたち研究会	令和2年7月17日